虐待の防止に関する指針

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。また、虐待を発見した時、疑わしい時は速やかに市町村に報告するよう努めます。

- 1 身体的虐待:利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
- 2 介護・世話の放棄・放任:衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など養護を著しく怠ること。
- 3 心理的虐待:著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 4 性的虐待:わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
- 5 経済的虐待:財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること。

(別紙「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」内、養護者による高齢者虐待類型(例)参照)

- 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - 1 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。なお、本委員会の委員長は事務長とし、委員は各部署の責任者、その他任 命された職員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。
 - 2 虐待防止検討委員会は定期開催を年1回とし、その他必要な都度開催します。
 - 3 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止 策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に 基づき、虐待の防止を徹底します。
 - 2 具体的には次のプログラムにより実施します。
 - ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
 - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・発生した場合の改善策
 - 3 職員研修は、外部機構により提供される研修への参加、もしくは事業所内で行う研修により年1回以上実施します。また、新規採用時には必ず職員 研修を実施します。
 - 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、会議録を作成し保存します。
- 4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - 1 虐待等を発見した職員は、速やかに各部署の責任者、ケアマネジャーへ相談・連絡・報告します。同時に、委員会委員へも報告します。
 - 2 緊急性の高い事案の場合には、地域包括支援センター及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。
 - 3 虐待発生時の対応の流れは別紙に定めます。
- 5. 虐待等が発生した場合の対策方法

行政と地域包括支援センターの虐待対応評価会議の対策方法に従います。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、成年後見制度について説明し、その求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

- 7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - 1 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
 - 2 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- 3 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は利用者・家族や関係機関がいつでも閲覧することができるよう、事業所内 に掲示します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

新潟市の虐待防止マニュアルに基づいて対応します。